

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

改正育児、介護休業法

Q : 育児、介護休業法が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を推進する改正育児、介護休業法が先月より施行されています。

主な改正点は、つぎのようなところです。

①適用対象者

最近急増しているフリーターや契約社員、アルバイトなどの者も適用対象とされました。

②育児関係

育児関係では、子供が1歳6ヶ月になるまで休業できるようになりました。

③介護関係

介護関係では、93日間を限度として常時介護を必要とする状態になるごとに何度でも休業できるようになりました。

④その他

小学校への就学前の子供を養育する労働者には、1年間に5日まで、病気や怪我をした子供の看護のために休暇を取得できるようになりました。

なお、会社は、育児、介護休業を理由に従業員を解雇するなど不利益な取り扱いをしてはならず、また、業務の繁忙を理由に子供の看護休暇の申し出を拒んではいけないとされています。ただし、勤続6ヶ月未満の労働者や週の所定労働日数が2日以下の労働者については労働協約によって対象外とすることができます。

